

総行第 246 号  
令和 3 年 7 月 20 日

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊 殿

総務省自治行政局行政課長  
( 公 印 省 略 )

犯罪による収益の移転防止に関する法律における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として船舶観光上陸許可書が用いられた場合の留意事項について（通知）

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和 3 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 2 号）の施行により、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号。以下「犯罪収益移転防止法施行規則」という。）第 6 条及び第 7 条の規定が改正され、令和 3 年 7 月 19 日から、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 14 条の 2 第 4 項に規定する船舶観光上陸許可書（以下「船舶観光上陸許可書」という。）を犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として用いることができることとされたところですが、船舶観光上陸許可書が本人確認書類として用いられた場合には、犯罪収益移転防止法施行規則第 20 条第 1 項第 17 号に掲げる記録事項として、当該船舶観光上陸許可書の様式右上「番号」欄に記載された許可書番号ではなく、その名称に加えて、当該船舶観光上陸許可書に記載された国籍・地域及び旅券番号を記録する必要があります。

貴会におかれては、行政書士において以上の取扱いが適切に行われるよう、法人を含めた各会員や各都道府県行政書士会に対して、本通知の周知をお願いします。